

平成 25 年 9 月 18 日

各 位

会社名 シャープ株式会社  
代表者名 取締役社長 高橋 興三  
(コード番号 6753)  
問合せ先 広報部長 武浪 裕  
TEL 大阪 (06)6621-1272  
東京 (03)5446-8205

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 18 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は、同取締役会において、株式会社デンソー（以下「デンソー」という。）、株式会社マキタ（以下「マキタ」という。）及び株式会社 L I X I L（以下「L I X I L」という。）に対する第三者割当による新株式発行（以下「並行第三者割当増資」という。）に関しても決議しております。それぞれの詳細につきましては、本日別途公表しております「株式会社デンソーとの協業に向けた第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」、「株式会社マキタとの資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」及び「株式会社 L I X I L との資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 【本資金調達目的】

当社を取り巻く事業環境は、円高基調の恒常化やデジタル商品の急速なコモディティ化と市場価格の下落等に加え、リーマンショック後の先進国経済の停滞や、エコポイント終了後の国内液晶テレビ市場の急速な縮小などの厳しい状況が続き、当社グループは、平成 23 年度と平成 24 年度で合計 9,000 億円を超える赤字を計上することとなりました。

このような状況を踏まえ、当社は在庫の適正化や希望退職といった人件費を中心とする固定費の削減など、全社をあげて経営改善の諸施策を推進したことで、平成 24 年度下半期には営業損益の黒字転換を果たすことができました。こうした抜本的な経営改善の努力を継続するとともに、平成 25 年度以降、事業ポートフォリオの再構築を着実に実行し、安定的な利益成長とキャッシュ創出を果たす「新生シャープ」への変革を実現するべく、平成 25 年 5 月 14 日に「2013～2015 年度中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）を公表いたしました。

中期経営計画においては、（１）「勝てる市場・分野」へ経営資源をシフト、（２）自前主義からの脱却、アライアンスの積極活用、（３）ガバナンス体制の変革による実行力の強化の 3 点を基本戦略として掲げ、事業ポートフォリオの再構築や赤字事業の解消など構造改革の断行を推し進めております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

この中期経営計画を着実に遂行し、持続的な成長を実現するための戦略的投資分野を中心とした資金の確保と堅固な財務基盤の確立を目的として、公募増資の実行を決定いたしました。

あわせて当社は、当社のモノづくりの強みを梃子とした新事業領域での戦略的アライアンスの一環として、デンソーとは協業関係の強化を目的に、また、マキタ及びLIXILとは資本業務提携を目的に、並行第三者割当増資を行う予定です。かかる協業関係の強化及び資本業務提携により、主に製品開発における事業面での相互の協業関係の強化がなされることとなり、当社の企業価値の向上に寄与するものと考えております。

当社は、今般の公募増資及び並行第三者割当増資（以下「本資金調達」と総称する。）の実施により、中期経営計画の実現に向けた戦略的投資分野を中心とした設備投資資金等を確保することで持続的な成長を図ってまいります。加えて、本資金調達により実現される財務基盤の強化と財務柔軟性の確保により、当社グループの中長期的な成長を実現するための持続的な収益体質への転換を図ることで更なる成長を目指し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にもたらされる利益の最大化に努めてまいります。

本資金調達の実施に伴い、当社の既存株式に大規模な希薄化が生じることとなります。新株式の発行株式数及び希薄化の規模については検討を重ねてまいりましたが、本資金調達によって成長のための設備投資資金を調達するとともに、財務基盤の強化と財務柔軟性を確保することは、当社グループにとって必要不可欠な施策であり、かつ、将来的には既存株主の皆様の利益につながるものと考え、合理性が認められるものと判断するに至り、公募増資の実行を決定いたしました。

## 記

### 1. 公募による新株式発行

- (1) 募集株式の 種類及び数 下記①から③の合計による当社普通株式 408,000,000 株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内共同主幹事会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 280,000,000 株
  - ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 120,000,000 株
  - ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 8,000,000 株
- (2) 払込金額の 決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 10 月 7 日(月)から平成 25 年 10 月 9 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社（以下「国内共同主幹事会社」と総称する。）に、国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。当社普通株式を取得し得る投資家のうち機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行う。また、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、国内共同主幹事会社が共同で行う。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Nomura International plc、Mizuho International plc 及び Morgan Stanley & Co. International plc を海外共同主幹事引受会社とする引受人（以下「海外引受会社」と総称する。）に、海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 280,000,000 株及び海外募集株数 128,000,000 株（上記(1)②に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株数 120,000,000 株及び上記(1)③に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 8,000,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の（国内）日まで。
- (7) 払込期日 平成25年10月15日(火)から平成25年10月17日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 高橋興三に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 海外募集が中止となる場合は、国内一般募集も中止する。国内一般募集が中止となる場合は、海外募集も中止する。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 42,000,000 株  
なお、上記売出株式数は上限の売出株式数を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 42,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 高橋興三に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 野村証券株式会社に対する第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 42,000,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 公 募 に よ る 新 株 式  
決 定 方 法 発 行 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ  
資 本 準 備 金 の 額 れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未  
満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、  
増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本  
金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成 25 年 11 月 11 日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成 25 年 11 月 12 日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 高橋興三に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から42,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、42,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式42,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年11月12日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月5日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記の取引に関して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,188,491,887株	(平成25年8月31日現在)
公募増資による増加株式数	408,000,000株	(注)1
公募増資後の発行済株式総数	1,596,491,887株	(注)1
並行第三者割当増資による増加株式数	50,218,000株	(注)2
並行第三者割当増資後の発行済株式総数	1,646,709,887株	(注)2
本件第三者割当増資による増加株式数	42,000,000株	(注)3
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	1,688,709,887株	(注)3

(注)1. 上記「1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を海外引受会社が行った場合の数字です。

2. 平成25年9月18日開催の当社取締役会において決議された並行第三者割当増資に係る発行株式数(合計50,218,000株)の全株に対しデンソー、マキタ及びLIXILから申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。ただし、各割当予定先に対して割り当てようとする株式の数に当該株式の発行価格をそれぞれ乗じた額のいずれかが、対応する各割当予定先に対する発行価額として予定されている額と異なる場合には、各割当予定先に対して、当該発行価額として予定されている額をそれぞれ当該割当予定先に対して割り当てようとする株式の発行価格で除して得られる数(1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)の株式を割当て、その総数を発行数とするべく、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定しますので、実際の並行第三者割当増資による増加株式数及び並行第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記とは異なることがあります。詳細につきましては、本日別途公表しております「株式会社デンソーとの協業に向けた第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」、「株式会社マキタとの資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」及び「株式会社LIXILとの資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 上記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

公募による新株式発行及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限148,963,000,000円については、当社グループが平成28年3月までに計画する設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、50,000,000,000円をディスプレイデバイス事業における中小型液晶の高精細化及び歩留まり改善等のための設備投資資金に、24,700,000,000円を健康環境事業におけるASEAN地域での製造設備の新設及び増強等を中心とする設備投資資金に、13,000,000,000円を重点5事業領域の開拓に向けた研究開発設備資金に、残額をプロダクトビジネス及びデバイスビジネスにおける上記以外の設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成25年9月18日現在、以下のとおりとなっております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	事業内容	設備等の主な内容・目的	投資予定額	設備投資の実施予定時期	資金調達の方法
プロダクトビジネス	デジタル情報家電事業	国内及び新興国向け液晶テレビ用開発/生産設備等	17,400	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	通信システム事業	国内向け通信端末用開発/生産設備等	14,100	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	健康環境事業	インドネシア新工場設備等	44,500	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	ビジネスソリューション事業	デジタル複合機向け開発/生産設備等	16,700	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	ソーラー事業	国内向け高出力モデル向け開発設備等	8,300	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
デバイスビジネス	電子デバイス事業	カメラモジュール/GaN（窒素ガリウム）パワーデバイス開発/生産設備等	33,500	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	ディスプレイデバイス事業	高精細化、歩留まり改善のための設備投資等	86,000	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
全社（共通）	—	重点5事業領域の開拓を含む研究開発設備等	21,000	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
計	—	—	241,500	—	—

- (注) 1. 全社（共通）は、各セグメントに配分していない設備投資の計画数値です。
2. 上記設備投資計画完成後の増加能力につきましては、多種多様な製品を生産しており、記載が困難であるため、省略しております。
3. 上記設備投資計画に必要な資金は、公募増資資金、自己資金及び借入金をもって充当する予定です。
4. 公募増資資金には、本件第三者割当増資の手取概算額を含んでいます。
5. 重点5事業領域とは、当社が新たな事業領域として中期経営計画で掲げた「ヘルスケア・医療」、「ロボティクス」、「スマートホーム/モビリティ（含車載）/オフィス」、「食/水/空気の安心安全」、「教育」を指します。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、当社グループの収益性や成長性の見込める事業へ投資を行うことにより、今後の財務基盤の改善ひいては業績の向上に貢献するものと考えております。

なお、当社は、本日、平成26年3月期第2四半期連結累計期間の連結業績予想を修正しております。詳細は、当社が本日発表した「平成26年3月期第2四半期連結累計期間の連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主各位に対する利益還元に取り組んでいく方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、財務体質の改善を考慮しつつ今後のグループ事業基盤拡充のための投資等に充当し、安定的な経営基盤の確立を図ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益 又は当期純損失(△)	17.63円	△341.78円	△489.83円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	17.00円 (10.00円)	10.00円 (5.00円)	— (—)
実績連結配当性向	96.4%	—	—
自己資本連結当期純利益率	1.9%	△45.5%	△145.3%
連結純資産配当率	1.8%	1.3%	—

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成24年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、また、平成25年3月期に関しては、連結当期純損失を計上し、無配のため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、平成25年3月期に関しては、無配のため、記載しておりません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行してデンソー、マキタ及びLIXILを割当予定先とする並行第三者割当増資が行われます。当該並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく国内一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当増資が国内一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の残高等は平成25年9月17日現在以下のとおりです。

#### 第20回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債の残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
199,997百万円	平成18年10月17日	平成25年9月30日	2,522円90銭	1,261円45銭

なお、今回の公募増資、第三者割当増資及び並行第三者割当増資後の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は4.69%になる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて権利行使された場合に交付される株式数の79,272,662株（平成25年3月31日現在）を、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び並行第三者割当増資による新株式発行後の発行済株式数（1,688,709,887株）で除したものです。デンソー、マキタ及びLIXILに対する発行価額として予定されている額をそれぞれ1株当たりの発行価額で除して得られる数（1,000株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）の株式の総数を発行新株式数として、改めて発行価格等決定日に開催する会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定する場合には、実際の潜在株式の比率は上記比率と異なる場合があります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	増 資 後 資本準備金
平成 24 年 12 月 27 日	第三者割当増資 4,939 百万円	207,145 百万円	263,885 百万円
平成 25 年 3 月 28 日	第三者割当増資 10,383 百万円	212,336 百万円	269,076 百万円
平成 25 年 6 月 24 日	第三者割当増資 5,957 百万円	215,315 百万円	272,055 百万円

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。  
 2. 平成 25 年 6 月 25 日開催の当社定時株主総会決議に基づき、平成 25 年 6 月 28 日付で、  
 資本金の額を 162,336 百万円及び資本準備金の額を 256,576 百万円減少しております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始 値	1,172 円	824 円	606 円	271 円
高 値	1,260 円	842 円	607 円	633 円
安 値	626 円	467 円	142 円	234 円
終 値	825 円	604 円	272 円	370 円
株価収益率	46.8 倍	—	—	—

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所におけるものです。  
 2. 平成 26 年 3 月期の株価については、平成 25 年 9 月 17 日現在で表示しています。  
 3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。また、平成 26 年 3 月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
 変更等はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

#### (4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行、当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行又は自己株式の処分等（ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資、並行第三者割当増資及び株式分割に伴う当社普通株式の発行、平成23年6月23日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）」に基づく当社普通株式の発行並びに平成24年3月27日に締結した鴻海精密工業股份有限公司を中心とするグループ企業4社との資本業務提携契約に基づく当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

さらに、国内一般募集及び海外募集に関連して、並行第三者割当増資の各割当予定先であるデンソー、マキタ及びLIXILは、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、原則として当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。